

令和5年度鹿沼市健全化判断比率及び資金不足比率  
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて、次のとおり議会に報告する。

令和6年8月28日提出

鹿沼市長 松井正一

1 健全化判断比率

項目	数値
実質赤字比率	－（12.18%）
連結実質赤字比率	－（17.18%）
実質公債費比率	2.3%（25.00%）
将来負担比率	－（350.00%）

注1 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は赤字額が生じていないため、「将来負担比率」は将来負担すべき実質的な負債額がないため「－」で表す。

注2 （ ）内は、本市の令和5年度決算に係る早期健全化基準を表す。

2 資金不足比率

項目	数値
水道事業会計	－（20.00%）
下水道事業会計	－（20.00%）
公設地方卸売市場事業費特別会計	－（20.00%）

注1 「－」は、資金不足を生じていないため、当該数値については該当がないことを表す。

注2 （ ）内は、本市の令和5年度決算に係る経営健全化基準を表す。

3 監査委員の意見

別冊「令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書」のとおり